租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	保険会社等の異常危険準備金
2	租税特別措置等の内容	損害保険会社等が、各事業年度において、責任準備金の積み立てにあたり、火災保険等の異常災害損失の補てんに充てるため、当該年度の正味収入保険料等を基礎として計算した積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、この積立額の損金算入を認める。この準備金は、異常災害損失が生じた場合にはその損失の額、積立後 10年を経過した場合にはその積立額と[(異常危険準備金の金額+当期の積立額)-当年度正味収入保険料等×洗替保証率]のいずれか少ない金額を取り崩して益金に算入する。 ※異常災害損失:保険等の種類ごとに各事業年度において支払った又は支払
		※異常災音損失: 保険等の程類にこに合事業年度において又払うたくは又払 うべきことの確定した保険金の総額が、(正味収入保険料等×異常災害損 失率)を超える場合に、その超える金額に対応する損失をいう。 ※積立限度額: 保険等の種類に応じ当年度正味収入保険料等に積立率を乗 じて計算した金額
3	担当部局	厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室
4	評価実施時期	平成 22 年 8 月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	昭和 28 年度 創設 昭和 40 年度 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会について適用。 現在に至る。
6	適用期間	火災共済2.5%、自然災害共済15% (いずれも恒久措置)
7	必要性 ① 政策目的 及びその 根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 共済契約者を保護するために健全な運営を確保する。通常の危険率を超える損害が発生した場合でも、十分に異常危険準備金を積み立てることにより財務基盤を確保することで、消費生活協同組合等が共済契約者に円滑かつ確実に共済金を支払えることを目的とする。 《政策目的の根拠》 消費生活協同組合法は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする。 同法において、責任準備金の積立てが義務づけられており、責任準備金の一つである異常危険準備金については、同法施行規則において共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険にそなえて計算した金額を積み立てなければならないこととしている。
	② 政策体系 における 政策目的 の位置付	基本目標 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの 提供等を図ること 施策目標 2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地 域の要援護者の福祉の向上を図ること 施策目標 2 ー 1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地

		け	-	域の要援護者の福祉の向上を図ること
		③ 達	成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
			び測定	共済契約者を保護するために健全な運営を確保する。通常の危険率を超え
		1	標	る損害が発生した場合でも、十分に異常危険準備金を積み立てることにより財
		18	计示	務基盤を確保することで、消費生活協同組合等が共済契約者に円滑かつ確
				実に共済金を支払えることを目的とする。
				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
				通常の危険率を超える損害が発生した場合でも、消費生活協同組合等が
				共済契約者に共済金を円滑かつ確実に支払うことができる水準まで、異常危
				険準備金として積み立てる。
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
				消費生活協同組合等が十分に異常危険準備金を積立て、共済契約者であ
				る組合員に円滑かつ確実に共済金を支払うことで、契約者保護に寄与する。
8	有効性	① 適	囿用数等	平成 21 年度 42 組合
	等			平成 20 年度 43 組合
				平成 19 年度 43 組合
				平成 18 年度 43 組合
				平成 17 年度 43 組合
		② 減	机額	平成 21 年度 2, 343百万円
				平成 20 年度 2, 242百万円
				平成 19 年度 2, 214百万円
				平成 18 年度 2,099百万円
				平成 17 年度 1,878百万円
				(租税特別措置調査結果より、厚生労働省において計算)
		③ 対	」果•達成	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 18 年度~平成 20 年度)
		- 1	標の実	本措置により、順調に異常危険準備金の積立てが行われている。
			見状況	〇異常危険準備金積立残高
			5 15 115 5	182, 349百万円(平成 21 年度)
				157, 757百万円(平成 20 年度)
				138, 835百万円(平成 19 年度)
				120, 897百万円(平成 18 年度)
				(出所:租税特別措置調査)
				年度~平成 21 年度)
				本措置により、順調に異常危険準備金の積立てが行われている。
				《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 18 年度~平成
				21 年度)
				本措置により、順調に異常危険準備金の積立てが行われている。

9	相当性	1	租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	本租税特別措置は、通常の危険率を超える損害が発生した場合でも、十分に異常危険準備金を積み立てることにより財務基盤を確保することで、消費生活協同組合等が共済契約者に円滑かつ確実に共済金を支払えることを目的としている。 異常危険準備金の積立時の税負担を軽減することで、異常災害の発生に備えるための適正な水準の準備金の積立てを促進する効果があり、政策目的を実現する手段として適切である。
			他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担 地方公共 団体が協	なし 税負担の軽減をすることで、異常災害の発生に備えるための適正な水準までの進供金の建立てた但は世界でも11、地本税によいても同様の世界が必要
			力する相当性	での準備金の積立てを促す措置であり、地方税においても同様の措置が必要である。
10	有識者の見解			なし
11	評価結果の反映の方向 性			引き続き、本租税特別措置の実施により、適正な水準までの異常危険準備 金の積み立てを促進していく。
12	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期			なし